

一般社団法人 岐阜県ゴルフ連盟 ジュニア会員制度 補足説明Q&A（2020年版）

一般社団法人 岐阜県ゴルフ連盟（以下：GAG）ジュニア会員制度について、補足説明資料を作成しました。入会をご検討頂く際の参考資料としてください。

<会員登録に関して>

Q01. 岐阜県内在住でないと、登録できませんか？

A. 小学生と中学生のジュニアについては、在住・在学は問いません。愛知・三重・滋賀等にお住まいの方でも登録可能です。

高校生は「岐阜県ゴルフ連盟ジュニア会員規則」により、『岐阜県内に在住 又は岐阜県内の高校に在学している』ことを必要とします。

Q02. 幼稚園児（未就学児）は会員登録できませんか？

A. 登録については、原則 小学校入学以後とさせていただきます。

Q03. JGAジュニア会員とはちがうのか？

A. GAGジュニア会員制度は、JGAとは直接の関係なく行っている【独自の活動】であります。JGAジュニア会員とは“別の”会員制度と捉えてください。

Q04. 昨年ジュニア会員に登録をしたが、更新手続きはすぐにしなければならぬか？

A. 更新はどのタイミングでも受け付けております。

<競技会等 イベントの参加に関して>

Q05. GAGジュニア会員になったら、JGAジュニア会員にならなくても、GAG主催・共催等のジュニア競技に参加できるのでしょうか？

A. 競技への参加は、それぞれの競技の競技規定への記載を優先します。一般的に競技会についてはJGAジュニア会員であることを求められるケースがほとんどです。競技会への参加を希望される場合は、JGAジュニア会員になることをお勧めします。

<ジュニアチケットに関して>

Q06. ジュニアチケットの使用には、制限があるのでしょうか？

A. 詳しくはGAG会員ご登録後にお送りいたします「ジュニアチケット」に同封の「ジュニアチケット利用について」をご参照いただくこととなりますが、利用できるのは本人のみ、という点については制限がございます。

Q07. ジュニアチケットを使用する際は、お金がかかるのでしょうか？

A. ご使用いただく際は、原則負担はございません。ただし、ジュニアチケット利用に関する以外の事項や個人的な飲食・売買等については、その限りではありません。

Q08. ジュニアチケットを使用する際に付される「一定の条件」とは、例えばどのような内容でしょうか？

A. 一例として申し上げます。

- ・ 練習は原則土日、一般のお客様の最終組がハーフターンした後となります
「1ラウンド（18ホール）できる」「〇ホール プレーできる」などの保障をすることはできません。
- ・ 予約は1週間前までに“保護者が”行ってください
- ・ ジュニアチケットは ジュニアの練習環境を作り出すための取り組みです。
いかなる理由であっても、チケットを利用しての練習では、保護者がプレーすることを厳禁とします。
- ・ 「カート使用の可否」「保護者の同行」等の詳細は、ゴルフ場の指示に従ってください。
- ・ ゴルフ場の設定した練習終了時間は厳守
これらの詳細は、ご登録いただいた後で郵送する「ジュニアチケット」に同封する「ジュニアチケット利用について」に詳しく記載いたします。

Q09. GAG加盟倶楽部は、すべてのゴルフ場でジュニアチケットが使用可能なのでしょうか？

A. 加盟すべてのゴルフ場ではなく、GAG加盟倶楽部の中で「ジュニアチケット使用可能倶楽部」としてご協力いただいているゴルフ場のみです。

具体的ゴルフ場名、予約連絡先等については「ジュニアチケット」郵送時に同封させていただきます。詳細については使用可能倶楽部ごとの運用がございますので、ご使用を希望される倶楽部へ直接お問い合わせください。

<保険に関して>

Q10. GAGジュニア会員になった際に加入する保険は、どのようなものでしょうか？

A. 保険の対象は「ジュニアスクール参加時」もしくは「ジュニアチケット使用によるラウンド中」におこってしまった不慮の事故（怪我等）に対応するためのものとなっております。